

環境林整備事業

公的森林整備 ～公的な関与による森林整備の強化(セーフティネット)～

所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない条件不利地等において、森林の公益的機能を発揮させる観点から、公的主体による広葉樹林化等を支援。

～直接支援事業との比較～

- 事業内容
植栽、下刈、間伐(～XⅡ齡級)、更新伐、森林作業道整備 等
- 事業主体
都道府県、市町村、森林整備法人、森林組合、NPO法人
- 事業規模
0.1ha以上
- 査定係数
保安林及び公益的機能別施業森林:180
その他:90
- 補助率
国 3/10
都道府県 2/10
(森林組合、NPO法人が行う場合は1/10)

自ら所有林は不可
ただし、寄付や分収契約解除等により公有林化した場合は可能

区分		直接支援	環境林整備(公的森林整備)		
事業主体		計画策定者	都道府県	市町村 整備法人	森林組合 NPO法人
間伐	面積	5ha以上	0.1ha以上		
	搬出	10m ³ /ha以上	なし(保育間伐を支援)		
経営計画等		必要	—		
協定締結 皆伐10年不可		—	所有者との2者協定 (整備法人は3者)		所有者・地方 公共団体との 3者協定
負担率	国	51%	54%		
	県	17%	46%	36%	18%
	主体	32%	—	10%	28%

※各要件については原則的なものを記載

※負担率は標準経費に対し、標準的な査定係数を適用した場合